

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの（指定短期入所）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
ショートステイなかぐすく（指定短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人乙羽会（以下「事業者」という。）が設置するショートステイなかぐすく（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った（指定短期入所）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定短期入所の提供に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定短期入所の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、法及び「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ショートステイなかぐすく
- （2）所在地 沖縄県中頭郡中城村字泊487番地6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把

握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 看護師 1名(常勤職員 1名、非常勤職員 0名)
看護師は、利用者、職員の健康管理と指導を行う。
- (3) 生活支援員 7名(常勤職員 7名、非常勤職員 0名)
生活支援員は、食事や入浴、排泄等の介護等を行う。
- (4) 世話人 7名(常勤職員 7名、非常勤 0人)
- (5) 夜勤支援従業員 4名(常勤職員 4名)
- (6) 栄養士 1名(常勤職員 0名、非常勤職員 1名)
栄養士は、給食メニュー作成・調理・栄養管理を行う。
- (7) 事務職員 1名(常勤職員 1名、非常勤職員 0名)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。(年中無休とする。)
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。(年中無休とする。)

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者等の定員は、2名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く。)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く。)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む。)

(指定短期入所の内容)

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (8) 緊急時の対応
- (9) 余暇活動の支援

(1) から (8) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

2 前号に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から当該指定短期入所に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所指の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

- (ア) 朝食 1食につき450円（うち食材料費450円）
- (イ) 昼食 1食につき500円（うち食材料費500円）
- (ウ) 夕食 1食につき500円（うち食材料費500円）
- (エ) おやつ 1回につき50円（うち食材料費50円）

(2) 居室に係る光熱水費 1日につき 400円

(3) 日用品費の実費 1日につき 200円

(4) 送迎サービスの提供に係る費用

- (ア) 中城村全域、宜野湾市全域、北中城村全域1回（片道）につき186円
- (イ) 上記（ア）以外の地域
事業所から10キロメートル未満 1回（片道）につき300円
事業所から20キロメートル以上 1回（片道）につき500円

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該

サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外での火気を用いないこと。
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者及び障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者及び障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者及び障害児に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

- 4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容等を記録しなければならない。

3 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により沖縄県知事が、また、法第48条第1項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者及び障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第17条

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（業務継続計画の策定）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

（１）業務継続計画を策定及び従業員への周知徹底

（２）業務継続計画に基づいた従業員への定期的（年1回以上）な研修・訓練の実施

（衛生管理の徹底）

第19条 事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等の衛生的な管理のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置

（２）感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）の定期的な実施（6月に1回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

（３）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

（４）発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築

（５）感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年1回以上）

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業者は運営規定の概要等を利用者のサービスの選択のために見やすい場所に掲示するものとする。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の他次の各号の記録を整備するものとする。

（１）提供したサービス内容の記録

（２）居宅介護計画

- (3) 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録

- 3 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所指の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。